

《職業紹介手数料表》

区分	サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
一般登録型	求人受付時の事務費用	○事務手数料 <u>無料</u>
	【職業紹介サービス】 求人・求職の申込みを受理したとき以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	○成功報酬 「無期雇用契約の場合」 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>50%以内</u> 「有期雇用契約の場合」 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（最大1年間）に支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>100%以内</u> ○手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
	【職業紹介付加サービス】 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言のサービス	○成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>50%以内</u> ○手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
サーチ/スカウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	○着手金 <u>100,000円以内</u> ○活動1日あたり <u>50,000円以内</u> 又は 活動1時間あたり <u>10,000円以内</u> ○成功報酬 「無期雇用契約の場合」 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>50%以内</u> 「有期雇用契約の場合」 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（最大1年間）に支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>100%以内</u> ○手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
再就職支援型	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	○着手金 <u>100,000円以内</u> ○相談・助言終了時 <u>300,000円以内</u> ○成功報酬 <u>1,000,000円以内</u> ○手数料負担者は、 <u>関係雇用主</u> とします。
	求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	○成功報酬 「無期雇用契約の場合」 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>50%以内</u> 「有期雇用契約の場合」 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（最大1年間）に支払われる賃金（労働条件通知書等への記載額）の <u>100%以内</u> ○手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

《返戻金制度》

区分	退職事由	適用される返戻金の額
返戻金制度	求職者の責に帰すべき事由により退職に至った場合	(1) 入社後1ヵ月以内に退職 : 紹介手数料の <u>50%</u> (2) 入社後1ヵ月超2ヵ月以内に退職: 紹介手数料の <u>30%</u> (3) 入社後2ヵ月超3ヵ月以内に退職: 紹介手数料の <u>20%</u> (4) 入社後3ヶ月超に退職 : 紹介手数料の <u>返還無し</u> 但し、上記に限らず、紹介予定派遣適用者については、本制度対象外とします。
	求人者の都合により退職に至った場合	紹介手数料の <u>返還無し</u>
	求職者の急な死傷病等の不測の事態、求人者による労働条件明示との著しい差異に起因して退職に至った場合	原則として、紹介手数料の <u>返還無し</u>